議案第89号

福岡市ももち体育館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、ももち体育館の利用者の利便の向上を図るため、ももち体育館の競技場等の専用利用について、利用時間の区分を変更すること等に伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市ももち体育館条例の一部を改正する条例

福岡市ももち体育館条例 (平成18年福岡市条例第62号) の一部を次のように改正する。 別表 2 専用使用料 (1) 競技場及び競技場以外の施設 (弓道場を除く。) の表を次のように改める。

(1) 競技場及び競技場以外の施設(弓道場を除く。)

		区 分	午前9時から 正午まで1時 間につき	正午から午後 3時まで1時 間につき		
競	77 H	許可利用者が入場料 を徴収しない場合	円 1,033	円 1,266	円 1,500	1,700
技	平日	許可利用者が入場料 を徴収する場合	6,000	7,433	8,833	10,233
場	1. 17 1/17	許可利用者が入場料 を徴収しない場合	1,366	1,600	1,833	2,033
	土日祝	許可利用者が入場料 を徴収する場合	8,133	9,533	10,966	12,400

競技場 以外の 施設	平		日	650	866	1,183	1,266
(弓道 場を除 く。)	土	日	祝	766	1,016	1,350	1,516

別表備考に次の1項を加える。

7 専用使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(施行日前における使用料の徴収)

2 平成30年7月1日以後においては、この条例の施行の日前においても、同日以後のもも ち体育館の競技場及び競技場以外の施設(弓道場を除く。)の専用利用について、この条 例による改正後の福岡市ももち体育館条例の規定により使用料を徴収することができる。